

平成27年8月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成27年8月14日(金曜日)午後2時30分から午後3時46分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第56号) 相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について(教育環境部)

日程第 2 (議案第57号) 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について(生涯学習部)

日程第 3 (議案第58号) 相模原市体育館に関する条例の一部を改正する条例について(生涯学習部)

日程第 4 (議案第59号) 相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例について(生涯学習部)

日程第 5 (議案第60号) 相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例について(生涯学習部)

日程第 6 (議案第61号) 相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例について(生涯学習部)

日程第 7 (議案第62号) 相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例について(生涯学習部)

日程第 8 (議案第63号) 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について(教育環境部)

4. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 永 井 博

委員長職務代理者 大 山 宜 秀
教 育 長 岡 本 実
委 員 田 中 美奈子
委 員 福 田 須美子

説明のため出席した者

教 育 局 長	笹 野 章 央	教 育 環 境 部 長	新 津 昭 博
学 校 教 育 部 長	土 肥 正 高	生 涯 学 習 部 長	小 山 秋 彦
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	鈴 木 英 之	教 育 総 務 室 担 当 課 長	杉 山 吏 一
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 務 課 長	井 上 京 子	学 務 課 担 当 課 長	杉 崎 隆 文
学 校 保 健 課 長	萩 原 康 秋	生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	藤 田 知 正
生 涯 学 習 課 担 当 課 長	島 田 欣 一	ス ポ ー ツ 課 長	菊 地 原 央
ス ポ ー ツ 課 総 括 副 主 幹	江 濱 信	生 涯 学 習 部 参 事 兼 博 物 館 長	佐 藤 正 五
企 画 政 策 課 担 当 課 長	宮 地 誠 一 郎	経 営 監 理 課 副 主 幹	武 田 浩 一

事務局職員出席者

教育総務室主査 萩生田 成 光 教育総務室主任 齋 藤 竜 太

開 会

永井委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、大山委員と私、永井を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

齋藤教育総務室主任 本日傍聴の方はいらっしゃいません。

相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

永井委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 5 6 号、相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新津教育環境部長 議案第 5 6 号、相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、ご説明を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、マイナンバー法とも言うておりますが、これの施行に伴いまして、個人番号の利用及び特定個人情報の提供にかかる所要の定めをすることにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定によりまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

条例の内容でございますが、別紙の議案第 5 6 号関係資料をもとにご説明を申し上げます。

はじめに、1の条例制定の背景及び目的でございます。番号法が平成25年5月に公布され、国民一人ひとりに付与される12桁の個人番号を利用して、社会保障、税、災害対策等の行政手続において、国、地方公共団体等が保有する個人情報の照会及び提供ができることとなるものでございます。

番号法は、地方公共団体により個人番号の独自利用、地方公共団体における同一の執行機関内での情報連携のための個人番号の利用、同一の地方公共団体における他の執行機関への特定個人情報の照会及び提供について、地方公共団体の条例で定めることとしております。このことによりまして、行政の効率化を図り、市民の利便性を向上させ、もって公平かつ公正な社会の実現を図ることを目的とするものでございます。

次に、2の(1)の個人番号の独自利用でございます。番号法では、地方公共団体の長、その他の執行機関は、社会保障、税、または災害対策に関する事務、その他これに類する事務であって、条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイル、言いかえますと個人番号を含むデータベース等、これにおいて個人情報を効率的に検索し、管理するために必要な限度で個人番号を利用することができることとされております。これに伴いまして、当該事務を条例で定めるものでございまして、2ページの別表の④の部分に該当いたします。

次に(2)の同一の執行機関内での情報連携のための個人番号の利用でございます。市が法定事務及び独自利用事務を行うに当たりまして、番号法に規定のない情報連携を行う場合については、行政の効率化、市民の利便性の向上等につながるものに限り、他の法定事務及び独自利用事務との間で情報連携を行うものであり、これらの事務及び連携する情報を条例で定めるものでございます。これは、2ページ別表の⑤の部分に該当いたします。

次に、(3)の他の執行機関への特定個人情報の照会及び提供でございます。番号法では、地方公共団体の執行機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の執行機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができることとされており、当該事務及び連携する情報を条例で定めるものでございます。これは、2ページ別表の⑥の部分に該当いたします。

これまでご説明いたしました内容は、2ページの下側の表のとおりでございます。これに、学務課で該当いたします法定事務、独自利用事務、他の執行機関に当たります市長部局から提供いただく情報を表の中で記載しておるところでございます。

学務課における法定事務といたしましては、就学援助事務のうち学校保健安全法による

医療費援助の対象の認定に関する事務がございまして、市長部局から生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当の支給に関する情報を提供していただけるよう規定するものでございます。

また、独自利用事務といたしましては、同じく就学援助事務のうち学用品費、給食費にかかる援助対象者の認定に関する事務がございまして、市長部局から同様に生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当の支給に関する情報を提供していただけるよう規定するものでございます。

なお、法定事務の例、独自利用の事務の例につきましては、3ページのア、イに記載してございますので、後ほどご覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、4ページをご覧ください。3の今後のスケジュールでございますが、平成27年8月、今月でございますけれども、企画財政局から市議会に条例案を提出いたします。承認を受けたのち、10月には個人番号をお知らせする通知が発送され、来年1月には条例が施行されるとともに個人番号の利用が開始されるものでございます。

以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

大山委員 この条例が来年の1月から施行ということなのですが、相模原市で統括して、今準備を進めている課というのはどちらでやられて、準備状況としてはどのくらいになっているのかお教えいただきたいと思っております。

宮地企画政策課担当課長 ただいまのご質問について、お答え申し上げます。全庁的に、準備を統括している課は、私ども企画政策課でございます。準備状況といたしましては、まず個人番号を庁内で利用するための今回の条例に係る準備と、そのほか、この処理をするに当たりましては情報システムが関係してきますので、並行して情報システムの改修等の準備を行っております。

田中委員 とても基本的なことを伺って申し訳ないのですが、特定個人情報ということで、基本4情報というところの個人情報に個人番号を加えた情報を特定個人情報となっているのですが、生活保護の関係ですとかいろいろあると思うのですが、そういう情報は、どういう段階で入ってくるようになっていくのでしょうか。

新津教育環境部長 基本的には税の情報や生活保護に関する情報は、それぞれ別のシステムで管理しております。今まで庁内で、これらの情報が他の部署の事務を行う上で必要な場合は、事務連絡という形で情報をいただいております。しかしながら、今後はそのような形でもらうわけにはいかなくなります。そのために、法律で定まっているものはいいのですけれども、それ以外のものは地方公共団体が条例で定めて、その中で必要な情報をいただくというふうになりました。

田中委員 ありがとうございます。

大山委員 従来の事務の方法と比較して、この条例が制定されることによって、事務量がどのくらい改善されるのかということと、もう1つは情報扱う上でのチェック体制はどうなりますか。

杉崎学務課担当課長 就学援助の事務におきまして、この条例が施行された場合でも、今までやっていた事務が変わるということはありません。番号法では個人情報情報を第三者に提供することが原則禁止されておりますので、そのために番号法に従って、この条例を定めることによって、引き続き生活保護や児童扶養手当などについて、これまでと同じように情報をいただけるということになりますので、事務量が増えるということとは特に考えておりません。また、チェック体制につきましては、今まで同様やっていきたいと考えております。

新津教育環境部長 今までの事務と、変わりはないのですけれども、この番号法が施行されることによりまして、今までのような方法で、他課から情報を得ることができなくなります。これは全部法律で規制がかかってまいりますので。したがって、必要な情報を使って事務を行う場合は、条例でその事務を定めることとなります。事務の軽減ということについては、あまりないものと考えております。

大山委員 情報を扱う際に、ヒューマンエラーが起こらないのかどうか。従来でも多分ヒューマンエラーというのは起こり得る可能性があると思うのですが、その辺のチェック体制は、いかがですか。

井上学務課長 補足という形になりますが、条例を定めて、今までどおりに事務をさせていただくことができるということをご理解いただいていると思います。事務が将来的に簡素化されるということであれば、平成29年7月以降になるかと思いますが、他の市町村からの転入者に関する手続きの際に、これまでは前住所地発行の所得税の証明書を添付してもらっていたものを、この法律によって他の市町村からネットワークシステムを介して

情報を得ることができる予定となっておりますので、そういうことでは市民にメリットはあるかと思われず。

ヒューマンエラーにつきましては、今までと同じようにデータとしてまいりますので、引き続きダブルチェックは必要ですし、十分気をつけなければいけない業務だということで考えておまして、引き続きダブルチェックをして間違いのないようにということで事務を進めようと考えております。

大山委員 そうすると事務の扱いとしては大きく変わらないけど、要するに他市町村との情報の伝達は早くなるということですか。

井上学務課長 そういうことです。

新津教育環境部長 私の方の説明がちょっと至らない点があったのですがけれども、今学務課長が申しあげましたように、今まで紙媒体であるとか、人がデータを持ち歩いて事故の可能性があったりとか、そういったものについては、今度はオンライン化をすることで、データを持ち歩くということがなくなりますから、確実にその部分では安全性が向上するなというふうに考えております。

福田委員 今後のスケジュールのところですね、10月に番号の付番及び通知となっておりますけれども、これは全国的なことだと思いますけども、付番されるのは10月1日現在の居住者についてですか。

鈴木教育総務室長 10月1日現在の住基情報をもとに、お住まいの方々に12桁の個人番号が付与されます。

福田委員 わかりました。

田中委員 個人番号が、勝手に使われないようにするための決まりごとを定めるということと、データのやりとりができるというところでは、セキュリティの問題ですとか、難しい面もあるような感じがします。今後とも、ダブルチェックも含めて逆にその番号がついたことで難しい面もたくさん出てくるような感じがすごくしていますので、多分今は本当に大変な時期なのではないかなと思うのです。今後ずっとこれが続いていくということを考えると、セキュリティの問題ですとか、モラルの問題ですとか、そういうことが関係してくるのかなと思いますので、その辺は私もちゃんと勉強しなくてはいけないし、一般市民がもっと自分たちのことを知らなくてはいけないと思います。後はこれにかかわっていただける行政の皆さんにも、そのセキュリティというところではいろいろ頑張っていたかなくてはいけないのかなというふうに、今感じました。

永井委員長 他に質疑、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第56号、相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第56号は可決されました。

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について

永井委員長 次に、日程2、議案第57号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第57号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、相模原市長から当該条例の改正について意見を求められたため、これに同意をいたしたく提案するものでございます。

主な内容でございますが、現在の「桂北公民館」の名称を「相模湖公民館」に改めるとともに、条文の中の「使用」を「利用」に改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第57号、参考資料の案内図をご覧いただきたいと存じます。一番最後のページでございます。中央のJR中央本線相模湖駅に隣接する黒塗りの部分が現在の桂北公民館でございます。桂北公民館は、平成5年4月に与瀬・小原地区の公民館として、相模湖町の時代に設置をされた地域公民館でございます。

次に、議案第57号関係資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。下線部分が改正箇所でございます。新旧対照表のまず6、7ページ、最後になりますが、ご覧いただきたいと存じます。公民館の名称と位置を規定している設置根拠でございます。この7ページの部分の一番上の「桂北公民館」の名称を、右側の改正案でございますが、「相模湖公民館」に改めるものでございます。

また、新旧対照表の1ページにお戻りいただきたいと存じます。名称のほか、第3条の見出し中の「使用の承認および制限」という部分でございますが、ここを「利用の承認及び制限」に改めるなど、以下同様に「使用」を「利用」に改めるなどの改正を行うものでございます。

この条例の施行期日でございますが、平成28年4月1日でございます。

なお、桂北公民館の名称変更につきましては、平成27年1月6日付で相模湖地区の公民館運営協議会、自治会連合会、まちづくり会議から、相模湖地区全体の公民館であることがわかりやすいなどの理由から、相模湖公民館へ名称を変更してほしい旨の要望書を、岡本教育長宛てにいただいているところでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 先ほど要望書ということがございまして、こういう固有名詞を変えていくということは簡単なようで、やっぱり住民の総意というか、それに近いものが反映されているということが必要だと思うのですけれども、公民館のことに関することだからこの教育委員会の方に要望がきているということでもよろしいかとは思っているのですけれども、今回は公民館運営協議会、それから自治会連合会などから、地域住民の意思としての要望なのかということと、過去にこういう事例というのはあったのでしょうか。

藤田生涯学習課長 順番が逆になってしまいますが、過去にはございませんでした。それと旧4町の地域では、相模湖だけが公民館の名称に残っていませんが、その他の津久井、城山、藤野には、公民館の名称の中に残っております。そういった中で、地域の方の要望やわかりやすさ、相模湖だけが公民館の名称にないということもあって、今回は市のほうとしても、名称変更させていただきたいと考えてございます。

福田委員 利用者団体は入っているのですか。

藤田生涯学習課長 運営協議会の中には利用者団体も入ってございますので、そういう意味でいいますと、総意の中だろうということと、あと地域の情報誌等で周知をする中でも反対の声というのは特にないという話でございましたので、今回要望されてきたと考えております。

福田委員 私も反対するものではないのですけれども、手続的なことで、あまり例がない

ような形でしたので、住民の方からの声というものが、下から上がってきたものを受け止めてというようなところをちゃんと根拠を知っておきたいと思いましたので伺いました。

大山委員 もともと相模湖町の時代から桂北公民館ということですね。そこから今回の名称変更ということで、先ほどの福田委員の意見とちょっと重なるのですが、その辺の経緯を知りたいということと、直接教育委員会の方に上がってくるのはいいのですが、緑区全体の問題だと思えるのですよね。その辺で区全体としては、どのような考えを持っていたのでしょうか。もちろん個人的には相模湖公民館ということで、市全体から見れば以前よりもわかりやすくなるという考えはあるのですが、相模湖町の時代は桂北であって、もっと広がったのだから相模湖に変更するのだという、皆さんの意見が集約されたのかどうかということをお尋ねします。

藤田生涯学習課長 相模湖というエリアの中では、桂北というのはこのエリアということでこの桂北公民館が採用されていると伺っています。ただ桂北という字があるわけではなく、小学校の名前に採用されたりだとか、そういう意味でいうと、小学校区のエリアを指すということではふさわしかったのかなと思います。ただ、相模原の中の桂北ということでは、相模湖の中で、千木良とこの桂北という2つの公民館があるのですが、いずれかは相模湖の名前を残すというようなものがあっていいなというお声があったと受け止めております。

それから、先ほどのまちづくり会議からも上がってきているという中でいいますと、その構成のメンバーとの接触の中では、緑区の方もその会議の運営をしておりますので、説明もそういう会議の中でいたしておりますし、大きな話の緑区全体というイメージではあるのですけれども、1つの公民館の名前という捉え方と、あと区長としましてもまちづくり会議の中では、こういう話はこちらの方としても情報を流した中で、特に異論がなかったということで理解を得られていると考えております。

永井委員長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ほかにごございませんようですので、採決を行います。

議案第57号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第57号は可決されました。

相模原市体育館に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例について

相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例について

相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例について

永井委員長 次に、日程 3、議案第 58 号から日程 7、議案第 62 号までは関連がありますので、一括して提案説明を受け、審議したのち、個別に採決を行います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第 58 号、相模原市体育館に関する条例の一部を改正する条例、議案第 59 号、相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例、議案第 60 号、相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例、議案第 61 号、相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例、議案第 62 号、相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例の 5 件について、一括してご説明を申し上げます。

これらの議案は、全市的に取り組んでございます、受益者負担の在り方の基本方針に基づきます使用料等の見直しに伴いまして、施設利用にかかる使用料等の規定の改正及びその他所要の改正をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意をいたしたく提案をするものでございます。

はじめに、この 5 つの主な改正点でございますけれども、今回の改正につきましては、先ほど申し上げました受益者負担の在り方の基本方針に基づいて、相模原市が提供する行政サービスにより、便益を受ける市民等から受益に見合った適正な負担を求めることを目的にスポーツ施設の使用料等の改定を行うものでございます。なお、改定後の使用料等につきましては、各条例ともに現在の使用料等と比較をして、1.3 倍を超えないよう激変緩和措置を講じているところでございます。

それでは、個々の条例の改正についてご説明を申し上げます。まずはじめに、議案第 58 号の関係資料の 1 をご覧いただきたいと存じます。相模原市体育館の利用に係る使用料につきましては、(2)の本館、(3)の附属施設の弓道場及び柔道場の使用料について、

各表の右端にございますが、改正後にございますように改定をするものでございます。

(2)の本館使用料の表をご覧いただきたいと存じますが、現行の規定では、利用時間を午前、午後及び夜間などの6区分でそれぞれ金額を定めておりますが、今回の改正では30分単位の同一単価に変更しているものでございます。これは、今後体育館の利用動向に合わせて時間区分を設定する場合に備えたものでございます。これとあわせて、条文中の用語のうち、「使用」を「利用」に、「許可」を「承認」に整える改正を行っているものでございます。

続きまして、議案第59号の関係資料1をご覧いただきたいと存じます。1、改正内容の(1)施設の専用利用料金及び(2)施設の個人利用料金を各表の改正後に記載しておりますとおり改定をいたすものでございます。なお、現行の規定では、利用時間を午前、午後、夜間及び全日の4つに区分をしており、それぞれ金額を定めているところでございますけれども、今回の改正では1日当たりの上限額に変更をしているところでございます。これにつきましては、相模原市体育館での変更と同様、利用動向に合わせて時間区分を設定する場合に備えたものでございまして、複数の時間区分にそれぞれ料金を設定する場合に、区分ごとの合計額がこの上限額を超えない範囲で別に定めることができるようにするものでございます。

続きまして、議案第60号の関係資料1をご覧いただきたいと存じます。相模原市立総合水泳場の利用にかかる料金は、1の改正の内容の表のとおり、個人利用の基本利用料金の1日の上限額を現行の、一番上で申しますと2,500円を3,200円の金額へ改正をいたすものでございます。以下同様でございます。

続いて、議案第61号の関係資料1をご覧いただきたいと存じます。相模原市立グラウンド等体育施設の(1)大野台南テニスコート、(2)小倉プール、小倉テニスコート、(3)名倉グラウンド、(4)ふじのマレットゴルフ場の利用にかかります使用料等を各表のとおり改正をいたすものでございます。

次に議案第62号の関係資料1をご覧いただきたいと存じます。相模原市立相模原球場のグラウンド及び体育室の使用料を、表のとおり改正をいたすものでございます。

ただいまご説明してまいりました5件の条例の施行期日につきましては、平成28年4月1日でございます。なお各施設の専用利用では6カ月前から予約ができますので、利用申請の時期によりまして適用される料金が異なることがないよう、6カ月間の経過措置期間を設け、平成28年10月1日の利用分から新料金を適用することといたしているところ

ろでございます。

以上で、議案第58号から第62号までの5件についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 ただ今ご説明いただきました中に、1.3倍を超えないということがあったのですが、1.3という数字の根拠を教えていただけないでしょうか。

武田経営監理課副主幹 激変緩和措置の1.3の根拠ということなのですが、本件については特に明確な根拠というのはございませんで、この1.3倍を定めるときに、他市の状況や附属機関の経営評価委員会に、ご意見を伺いながら1.3倍というものを決定しております。

田中委員 それはご意見を伺った中で、その1.3倍程度が利用者に急な負担が大きくないという配慮でしょうか。

武田経営監理課副主幹 まず他都市の状況についてなのですが、1.5倍という激変緩和措置を設けたところが多数ございまして、それよりも低く設定をいたしましたところで、市民の方への緩和措置として適切ではないかということで決定をしております。

田中委員 わかりました。ありがとうございます。

大山委員 先ほどから、根拠となる受益者負担の在り方ということで、その基本方針に基づいて値上げをするというようなことを聞いておりますけど、市の全事業、施策の中で、この受益者負担というものを導入している、適用されている事業というのは、全体のどのくらいの割合でしょうか。

武田経営監理課副主幹 今回、受益者負担の在り方の基本方針の対象についてですが、まず施設使用料、利用料金等につきましては、150施設を対象に見直しを行いました。そのほか、手数料につきましても、この方針の対象となっているのですが、こちらにつきましては312件を対象としております。それと、そのほかの料金ということで、46件の料金を対象に見直しを実施したところでございます。その見直した結果でございますけれども、施設使用料及び利用料金につきましては43施設におきまして料金の改定を提案しているということです。それと手数料につきましては13件、その他の料金につきましては3件という見直し結果になっております。

大山委員 かなり受益者負担の考え方というのは、浸透してきていると考えてよろしいのでしょうか。

武田経営監理課副主幹 まずこの基本方針につきましては、平成15年度に策定した受益者負担の在り方の基本的な考え方、これを改定したものになりますけれども、今回の改定に当たりましては広く市民の方にパブリックコメント等でご意見をいただいたり、その後、策定に当たってホームページや行政指導コーナーに、この基本方針を配架したりしながら、周知を図ってきたところでございます。

永井委員長 1.3倍という数字の根拠等の話題になっているのですが、今までの利用者数だとか施設料だとかを1.3倍にすると、施設を維持するとか、もちろん市民サービスが基本でしょうけれども、今よりもかなり状況がよくなるという数字ではないのですね。本当なら、もっと2倍とか3倍にしなければ採算が合わないという言葉は聞いたことがありますが、そういう理解をしていけばいいのですか。激変緩和措置でしょうか、そういう数字上の中で1.3という数字ができてただけで、あくまでも施設として運営していけるといいますか、施設等のメンテだとか、働く人の賃金だとか、そういうのが賄えるという数字ではないですよ。その辺のところをお聞かせください。

武田経営監理課副主幹 今回の料金の見直しにおきましては、適正な料金ということで、仮の料金というのを算定させていただきました。それが本来、この方針に基づいて、取るべき料金ということになります。ただし、現在の料金が、例えば1,000円で、その仮の料金が2,000円だった場合には1,300円に抑えるということになりますので、例えば1,300円の料金につきましては当面の間の経過措置ということになります。ですので、最終的には2,000円に近づけていくということになるのですけれども、ただその中でもコスト削減などを図りながら、利用者に負担を増やさないような手だてもしていく必要があると思っております。

田中委員 今、永井委員長の質問に対してのお答えだと、施設によってはその1.3倍にしたところでもちょっと足りないというお話だったのですが、今後またそこに近づけるよというということでは、どういうタイミングでその見直しをしていかれるのでしょうか。

武田経営監理課副主幹 この基本方針におきまして、料金を3年に1度見直しをするということにしております。ですので、今回28年4月に改定ということになりますので、次回につきましては平成31年4月を目指して見直しを行っていくという予定でございます。

菊地原スポーツ課長 ちょっと補足をさせていただきます。今回提案をさせていただいた条例とは別の、都市公園条例の方になります。例えば鹿沼公園の中にありますスポーツ施設のうちに軟式野球場というものがございまして、これは2時間あたり、現在の料金が2,

000円の負担をいただいているところでございますけれども、今回の受益者負担の考え方でいきますと、本来受益者負担でいただくべき金額は約3,990万円になります。その一方で、使用料収入としていただいておりますのが610万円ということになっておりまして、つまり使用料収入で賄っている割合というのが15%程度ということになります。今回は1.3倍という上限がありますので、この2時間当たりの2,000円の料金を2,600円にするという改正がございますけれども、それでもまだまだ全然100%に至らないということになります。今後、3年に1度の見直しの中で、徐々に1.3の上限を上げていきまして、100%まで到達させるというのが今回の料金改定の趣旨でございます。

田中委員 先ほどのご説明の中で、受益者負担の割合、100%という言葉が出てきたのですが、実際にスポーツ施設は100%負担をしていただかないと賄えないというお話だったのですが、実際にその100%にしていくときに、施設によって違うと思うのですが、金額を上げていかなきゃいけないという施設の仮の金額というのがあると思うのですが、そこに到達するためにはどのくらいの期間がかかるのでしょうか。

菊地原スポーツ課長 100%に到達するためにですね、一番上げていく回数が多いもので8回ということになります。

田中委員 そうすると、単純に考えると、3年ごとに見直ししていくと、それが8回で24年くらいかかって、やっと全体が賄えるような使用料を払っていただけるような形になるということではよろしいでしょうか。

菊地原スポーツ課長 そのとおりでございます。

田中委員 わかりました。

小山生涯学習部長 今、田中委員のほうで100%という話がございましたが、これは、例えばグラウンドを維持するために必要な経費の100%ではなくて、当然そのグラウンドを維持するために税金で賄う部分がありますので、そこを使っている方たちに本来負担していただきたいところの100%ということでございます。少し補足させていただきました。

福田委員 また今後、受益者負担ということについては出てくるかと思いますが、やっぱり体育館なりプールなり、それぞれ施設に応じた負担ということですよ。そうでないと受益者負担で賄うということで、何を賄うのかというのは、実はそんなにはっきりはしていないのではないかなと私は思うのです。だから、例えば市の体育館ならここまでを受益者負担で行っていくというような、ある程度の目安みたいなものをその施設がそれぞれ決

めておいてというような、こんな理解でないと、どこまでを市民に負担させるかということについてはあまり行き過ぎちゃうと、本来文化向上のための施設、サービスであるといいながら、受益者負担があまりにも先行してしまっはまずいということはもちろんありますよね。ですから、その100%というのが、何かわかるようにすることが必要ではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

武田経営監理課副主幹 今回の受益者負担の在り方の基本方針におきましては、その受益者に負担していただく経費というのを決めておりまして、例えば、施設使用料の場合につきましては、施設を貸出する人件費、あと保守点検の委託料、光熱水費、消耗品費などということになっております。いわゆる施設の維持管理、ランニングコストにかかる部分を利用者の負担の経費としております。先ほど委員の方からお話ございましたけれども、施設によってという考え方ではございませんけれども、例えば今後、料金の見直しにおきましては、この基本方針において他の地方公共団体との比較をして、著しく高いようであれば別の料金で調整するという規定もございますので、その辺も、今後見直す中では場合によっては必要に応じて適用するというようなことになるかと思っております。

福田委員 雑ぱくに言いますと、施設の維持管理にかかわる費用と考えてよろしいわけですね。

武田経営監理課副主幹 そのとおりでございます。

永井委員長 そのほかございますか。

田中委員 59号から62号の議案なのですが、施設によって料金の区分の表記の仕方というのが異なっているのですが、これについてご説明していただけないでしょうか。

例えば、総合体育館の場合は1日幾らで、1日の上限を設けるというお話がありました。

1日当たりの料金が出ていて、それを時間によって割り戻していくというお話なのですが、ほかのものでは2時間当たりとかそういう表記があるのですが、それは施設の状況によって、使いやすい料金設定にしているということによろしいのですか。

菊地原スポーツ課長 利用区分につきましてですけれども、1日当たりの利用時間を柔軟に見直しをしようということも今回含めて改正をさせていただこうと思っております。従いまして、その既定の単位を30分にするか1日にするかということにあまり本質的な差異というものではなくて、従来の条例を踏襲しながら決めていったというものでございます。ただ、スポーツ施設の設置を目的としています条例の中で、使用料施設というのは、1日を細分化して時間を決めているというものが多い一方で、利用料金制施設というのは、

1日を単位として定めているという例が多いものですから、それらを踏まえて、今回このような改正をさせていただきたいということでございます。

田中委員 現行のものでと、例えば午前、午後、夜間という区分があったと思うのですが、そういう区分をなくすことによって逆に細かく、例えば2時間使いですとか、そういう区分ができるのかなと思うのですが、今までは大きく午前、午後という枠があって、そこに予約を入れていくという感じがあったと思うのですが、例えばもっと細かくするようになって、この日は細かいけどこの日は大きくとか、管理の方で時間区分が細分化されて30分とかというところになってくると、それによって管理する方が大変なのではないかなと思うのですが、それはいかがなのでしょう。

菊地原スポーツ課長 大変ということは、そんなないかなと思っています。ただ、細分化といいましても、今の3区分を10区分にするとかそういうことではなくて、せいぜい4区分とか、あるいは5区分程度になるかなと思っています。一方でですね、例えば相模原市体育館ですと、1コマが3時間とか4時間とか、かなり長時間のコマになっていました。例えば高齢者の方がダンスで使いたい場合に、2時間でいいのに4時間をどうしても取らなきゃいけないと、2時間で終わって帰られてしまう。ところが次の利用者が行って見たら、空いているのに使えないという状況もあったものですから、利用者の方の意見を踏まえて柔軟に対応するために改正するというものでございます。

田中委員 それは利用者側が、柔軟にたくさんの方に使っていただけるような対応と考えてよろしいでしょうか。

菊地原スポーツ課長 そのとおりでございます。

永井委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、審議は一括としてきましたが、採決を個別に行います。

最初に議案第58号、相模原市体育館に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第58号は可決されました。

続いて、議案第59号、相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第59号は可決されました。

続いて、議案第60号、相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第60号は可決されました。

続いて、議案第61号、相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第61号は可決されました。

続いて、議案第62号、相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第62号は可決されました。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について

永井委員長 次に、日程8、議案第63号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを議題といたします。なお、本議案は大山委員の一身上にかかわる事案でございますが、引き続き、大山委員に出席していただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、引き続き、大山委員に出席していただくことといたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

新津教育環境部長 議案第63号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について、ご説明を申し上げます。

本議案は、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員について、任期満了に伴う後任の委員を委嘱する必要があるため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則、第2条第1項第11号に規定により、提案をいたすものでございます。

はじめに、児童生徒等災害見舞金制度の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、2枚目の参考資料をご覧いただきたいと存じます。この制度は、(1)にございますように、学校管理下において児童生徒が負傷、疾病、身体障害、または死亡した場合に見舞金を贈呈するもので、表にございますように5つの見舞金に区分さ

れております。当該審査委員会におきましては、特別見舞金の贈呈につきまして審議を行うものでございます。

(2)の定数及び構成についてでございますが、当該審査委員会は附属機関の設置に関する条例に基づき設置されているもので、学識経験者、保護者の代表、学校関係者等の代表から構成されておりまして、定員は10名以内となっており、(3)のとおり任期は2年でございます。

(4)の審議内容についてでございますが、発生した災害につきまして、条例の規定や過去に前例等がない場合に、特別見舞金の贈呈に関して教育委員会からの諮問を受け、審議を行うもので、特別見舞金の該当案件がない場合は開催はいたしません。

(5)の開催実績等でございますが、記載のとおり、前回の開催は平成2年3月29日でございます。その後は、特別見舞金の対象となる案件がございませんので開催をいたしておりません。

1枚目の議案にお戻りいただきたいと存じます。

本議案は、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の2名が任期満了になることから、後任の委員を委嘱することが必要なため、提案いたすものでございます。

裏面の下段をご覧くださいと思います。任期満了の2名の方でございますが、学識経験のある者として、相模原市医師会から推薦をいただき委嘱しております大山宜秀様及び相模原市歯科医師会から推薦をいただき委嘱いたしております中山栄一様の2名の委員が8月31日をもって任期満了となりますが、引き続き委嘱をお願いするものでございまして、任期は9月1日から2年間でございます。なお、9月以降の委員の構成につきましては、名簿のとおりでございます。

以上で議案第63号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。
永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 前回の開催が平成2年ということで、25年間事故がなくここまでに至ったということで、何も発生しなかったことは本当にありがたいことだと思います。特に異議なく、継続してやっていただきたいと思います。

大山委員 意見だけちょっと言わせていただきます。この審査委員会自体、最近では開催されていませんが、毎年必ず各委員に見舞金の贈呈状況についての報告書を送付することは、

行われております。

福田委員 こうした形で25年間、事故もなく審査委員会が開催されていないということなので、ちょっと例外的な審査委員会だと思います。ただ、委嘱期間が中山先生の方が11期目ということで、ちょっと長くなるということがあります。その辺のところは、普通の審査委員会におきましてはあまりにも長くなり過ぎない方がいいかなというようなことを私自身は考えておりますけれども、今回の件に関しては事故もなくきたということから、継続していただくということでご承知おきいただければと思います。

萩原学校保健課長 今、委員の方からのお話、ありがとうございます。確認でございますが、この審査委員会委員というのは、特別の事例、どうしても今までの事例の中で判断ができないものときに開催するときの委員ですので、それが25年間なかったということです。したがって、けがをしたことでの見舞金は、毎年100件前後は出ているわけですが、審査が必要というものはございません。

福田委員 特に大きいけがで、審査が必要なものについてはないということですね。

萩原学校保健課長 はい。そういう状況でございます。できるだけこちらとしても、各学校の方で安全に対しては十分注意をいただいているというところは確認をしておりますが、やはり児童生徒ですので、どうしても多少発生するというのは仕方がないかなと思っております。こちらとしても、できるだけ安全な学校の体制ができるようにということでは環境整備をしているところでございます。

永井委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第63号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第63号は可決されました。

専決処分の報告について

永井委員長 それでは、事務局から報告事項があるようです。報告事項1について、博物館からお願いをしたいと思います。

佐藤博物館長 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

博物館の開館時間中に発生しました物損事故にかかる損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行い、市議会9月定例会議において報告を行うに当たり、あらかじめ教育委員会に報告をするものでございます。

資料をご覧いただきたいと存じます。平成27年5月31日午前10時30分ごろ、相模原市中央区高根3丁目1番先の博物館駐車場と歩道との縁石際において、博物館職員が刈り払い機により除草作業をしていた際、飛散した小石が隣接する市道を走行していた被害者の軽乗用車に当たりまして、フロントガラスを破損させたものでございます。本市の責任割合は100%、損害賠償額は11万2,738円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

永井委員長 説明が終わりました。質疑等がございましたら、お願いたします。

田中委員 事故は大変なことだったと思うのですが、人に直接当たらずに良かったなと思います。博物館のネット状のフェンスがあったと思うのですが、小石がどのようにそのフェンスを越えて、どういう感じで当たったのでしょうか。

佐藤博物館長 歩道と敷地がありまして、フェンスが敷地よりもちょっと下がっています。下がっている歩道と、そのフェンスまでの間に2m50cmほどの幅があります。そこに桑の木だとかが生えていまして、その下に雑草があったので、そこを除草作業していたということでございます。ですから、フェンスを通してではなくて直接車道の方に小石が飛んでいったという感じです。

永井委員長 それでは、この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、最後に次回の会議予定日を確認いたします。9月4日金曜日、午後3時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、次回の会議は9月4日金曜日、午後3時30分を開催予定といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、定例会を閉会といたします。

閉 会

午後3時46分 閉会: